

夢を実現する第一歩のために

2021年7月号

ミツヒロニュース



突然ですが、オオカミは悪い存在だと
考えていませんか？実はオオカミは鹿や
イノシシの群れを観察し、その群れのバ
ランスを崩す個体を選び、それを捕食し
ます。余分に襲ったりすることはなく

「増えすぎないよう間引いてくれて
いる」のです。また一夫一婦制で生涯2頭は寄り添
って生きます。上下関係もハッキリしており、エサは
ボスから食べ皆の分を残します。つまりオオカミは
「和の精神」を持っているのです。コロナ禍で不安
な今こそ、お互いに分かち合う「和の精神」が必要
です。SDGsにも有るように
社会課題を解決する事を考えて 光廣 昌史
いきましょう。

今月のトピック

- ◇インボイス発行のための
事前登録申請
- ◇所得税の予定納税と減額申請
- ◇70歳迄の就業努力義務
- ◇今月のお勧めセミナー
第2回 家族を幸せにする相続セミナー
「贈与税の基本」と「遺言のススメ」
- ◇あとがき
「iDeCoとNISAはじめました。」

インボイス発行のための事前登録申請

2023年10月1日から、いわゆる「インボイス制度」が始まります。インボイス制度を適用できる請求書等の発行には、適格請求書発行事業者の登録を行う必要があります。
この登録申請が2021年10月1日からスタートします。

1. インボイス制度

消費税の納付税額を計算する上で、課税売上げに係る消費税額から差し引くことができる仕入税額控除を適
用するには、2023年10月1日から、原則として、適格請求書の保存が必要となります。
これを“適格請求書等保存方式”（インボイス制度）といいます。

2. 適格請求書発行事業者

適格請求書は、適格請求書発行事業者しか交付することができません。

(1) 登録制度

適格請求書発行事業者となるためには、所轄税務署へ登録申請を行い、登録を受ける必要があります。登録
申請後、登録番号が発行されます。この登録を受けることができるのは、**課税事業者に限られます**。

(2) インターネットで公表

適格請求書発行事業者となると、氏名又は名称及び登録番号等の情報が、インターネット上で公表されます。

(3) 交付義務

国内で消費税が課される取引を行った場合に、課税事業者である相手方から適格請求書の交付を求められた
ときは、適格請求書発行事業者は、次の取引を除き、適格請求書の交付をしなければなりません。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

- ① 3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
- ② 出荷者等が卸売市場において行う、生鮮食料品等の販売（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う、農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る。）
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る。）

なお、小売業、飲食店業、タクシー業等の不特定多数の者に対して行う事業では、適格請求書の記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができます。

3. 留意点

インボイス制度開始時点で適格請求書発行事業者となるためには、**2021年10月1日から2023年3月31日までの間に登録申請書を所轄税務署へ提出しなければなりません。**

なお、適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となつても免税事業者とはなりません。ご留意ください。

4. 制度の概要

インボイス制度開始まで約2年ありますが、登録申請は今年10月からスタートします。
以下が、制度の概要のまとめです。

(1) 消費税の基本的仕組み

原則課税

課税売上に係る消費税から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して、納付する消費税額を計算します。

消費税の
納付税額

=

A 課税売上に
係る消費税

-

B 課税仕入れ等に係る
消費税額（実額）

(2) インボイス制度において仕入税額控除（上記B）を受けるためには

適格請求書発行事業者

が発行する

適格請求書等
(インボイス)

の保存が必要となります。

インボイスがなければ、「仕入税額控除」の適用ができません。

また、自社が適格事業者でなければ、納入先にインボイスの発行ができませんので、取引上、不利な状況となります。

(3) 適格事業者となるための届出（インボイス制度開始と同時に適用を受けるには）

課税事業者

→ 令和3年10月1日から令和5年3月31までに

免税事業者

→ 課税事業者選択届出書の提出

→ 適格請求書発行事業者の登録申請書の提出

が必要となります。

所得税の予定納税と減額申請

個人が、その年の所得税の一部として税務署から通知を受けた金額を、指定された期日までに納める「予定納税」という制度があります。この制度の概要と、通知を受けた金額を減額してもらう制度についてご案内します。

1. 予定納税

(1) 予定納税とは

税務署から通知を受けた金額を、その年の所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ。）の一部として納付する制度を、「**予定納税**」といいます。

この通知は、その年の前年分の所得金額や税額を基に計算した**予定納税基準額が15万円以上**である場合に、その年の6月15日までに税務署が書面により行います。

(2) 納付する回数と納期

通知を受けた金額は、原則として7月と11月に納めます。
1回あたりの納付額は、予定納税基準額の3分の1相当額です。

本年分の納期は、右のとおりです。

	納期
第1期分	2021年7月1日～8月2日 (振替納税日は8月2日)
第2期分	2021年11月1日～11月30日 (振替納税日は11月30日)

2. 予定納税基準額

予定納税基準額は、原則、次の要件すべてに該当する人は、**前年分の申告納税額**となります。

- ① 前年分の所得金額のうちに、山林所得、退職所得等の分離課税の所得（分離課税の上場株式等の配当所得等を除く。）及び譲渡所得、一時所得、雑所得、平均課税を受けた臨時所得の金額（以下、除外所得の金額）がないこと
- ② 前年分の所得について、外国税額控除の適用を受けていないこと
- ③ 前年分の所得税について、災害減免法の規定の適用を受けていないこと

他方、該当しない人は、次の算式により計算した金額となります。

前年分の課税総所得金額及び分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額に係る所得税額 **※1**

—

源泉徴収税額 **※2**

(※ 1) 除外所得の金額や災害減免法の規定の適用がある場合は、それぞれなかったものとして計算。

(※ 2) 除外所得の金額に係るものは除く。

3. 予定納税の減額申請

廃業や休業あるいは業況不振などにより、その年の所得金額や税額を見積もったときに、予定納税基準額よりもその年の所得税が少なくなる場合は、申請をすることで、通知を受けた金額から減額してもらうことができます。これを「**予定納税の減額申請**」といいます。

第1期分から減額してもらうには、**6月30日の現況で見積もり、7月15日までに申請**をします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経済状況が続いています。前年よりも業績が悪化すると予想される場合は、早めに当事務所へご相談ください。

70歳迄の就業努力義務

◆今までの雇用確保とは違う就業形態

4月から施行された70歳までの就業確保努力義務、長期的には人手不足の緩和のため高齢者に長く働いてもらいたい、年金の受給開始延長にもつなげたいという意図もあると思えますが、会社や個人はどのような対策を取れるのでしょうか？

◆高年齢者雇用安定法の改正点

今まで本人が希望すれば原則的に65歳までの雇用が確保される制度でしたが、今回の65歳以上、70歳未満の就業を可能にする制度では大きく違う点が2つあります。

一つは70歳までの就業確保措置は努力義務であるということです。65歳を超えて働いてもらうために、一定の裁量権が与えられ、後述の5種類の措置のうち複数を組み合わせたり、対象者を全員としなくとも選抜したりもできます。選抜基準は過半数代表者との協議が必要とされています。また、新制度では元の勤務先と無関係の会社が再雇用先になることもあります。

二つ目は65歳以上の対象者と労働契約は結ばず雇用以外の働き方をさせることも認められ、フリーランスや個人事業主として業務委託契約で就業させたり、又は会社が関係する社会貢献団体で働かせることもできます。

◆65歳以上の働き方のパターン

- ① 70歳までの定年の引き上げ……定年を60歳や65歳から70歳にする。雇用は維持されるが退職金の問題などを決めなおす必要があり。
- ② 定年廃止……定年制度 자체をやめる。体力が続く限り就労もあり。
- ③ 70歳までの継続雇用制度……有期で反復雇用、他の会社で雇用、能力による待遇。一般的に賃金は下がる。
- ④ 70歳までの継続的な業務委託……仕事内容、対価は会社と相談し決定、会社の指揮命令は受けない。
労働基準法は適用されず労働法の保護はない。
- ⑤ 70歳までの継続的な社会貢献活動……会社が実施または委託等する出資団体の活動に参加。
勤務先は選べない。

以上のように70歳までの雇用を確保する場合、会社の方針は何なのか、自分ではどのように働きたいのか、健康面等、会社の提案をよく考えて検討することが必要でしょう。

参考文献 : ■M y Komon ■ゆりかご俱楽部

今月のお勧めセミナー

第2回 家族を幸せにする相続セミナー 「贈与税の基本」と「遺言のススメ」

今回は相続と切り離して考えることのできない「贈与税の基本」と「遺言書」についてお話しします。

当月予定していたテーマを一部変更して、延期した第2回と第3回のテーマ・内容を集約した開催となります。
(開催日 7月7日(水) 残席わずかの為お電話にてご確認下さい。)

新型コロナウイルスの感染状況によっては、
開催延期となる場合がございます。

あとがき

和田です。前々からやろうと思っていたiDeCoとつみたてNISAを始めました。対象は全世界株式のインデックス投資です。近い将来に行われるテーパリングで株価も下落する可能性はあるのですが、数十年という長いスパンで見れば、世界経済は成長するでしょうし、一時的に景気が落ち込んだとしても、定期的に一定額を購入するドルコスト平均法の効用により、購入単価を引き下げる効果もあるのでリスクは少ないよう思います。どちらも運用益は非課税ですし、iDeCoの掛金は所得控除にもなります。短期的な損益で一喜一憂するのではなく、気長に楽しく資産形成をしていくならと思っています。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による
ニュース解説配信中！

